



産休等代替職員制度のご案内

産休等代替職員制度とは、保育園の職員（保育士、調理員など）が、出産や傷病のため長期にわたって休暇するような場合に備え、保育士資格を持つ方や、子どもが好きで子どもに関わる仕事に就きたいと思っっている方に市役所へ登録していただき、保育園へ登録者を紹介するための制度です。

登録方法

市役所健康福祉課に「登録申込書」の用紙がありますので、申込書に必要事項を記入して提出して下さい。その際、印鑑、保育士資格証、調理師免許証などを一緒に持参して下さい。

問い合わせ先

健康福祉課子育て支援係
☎ 22・3167



熊本県女性相談センター「DV巡回相談」

配偶者からの暴力で悩んでいるあなた、たった1人で抱え込んでいませんか？

県の女性相談センター職員などが相談をお受けします。秘密は必ず守ります。

日時

10月12日（金）

10時～12時15分

13時～15時

会場

農村環境改善センター

相談対応者

女性相談センター職員・女性相談員・心理判定員・福祉事務所担当職員・女性福祉相談員・婦人相談員

問い合わせ先

健康福祉課子育て支援係
婦人相談担当
☎ 22・3167

ふるさと融資制度のご案内

「ふるさと融資」は、地方公共団体（県・市町村）が地域振興に資する民間事業活動を支援するために、行う長期の無利子融資制度です。

地方の特性を活かし事業の発展を目指す民間事業者の皆

さまは、ぜひ本制度を有効にご活用下さい。

申込先は県又は市町村となりますので、ご検討の場合はお問い合わせ下さい。

対象者

法人格を有する民間事業者

要件

○公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施されるもの

○事業の営業開始に伴い、事業地域内において一定人数以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（融資先が県の場合は10人以上、市町村の場合は5人以上）

○事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く）が2500万円以上のものなど

融資限度額

対象事業に係る借入総額の20%（一部地域25%）以内の額など

問い合わせ先

企画振興課地域振興係
☎ 22・3169
阿蘇地域振興局総務振興課
☎ 22・3903



身体障害者相談員・知的障害者相談員のご紹介

みなさんのご相談お待ちしております！

<身体障害者相談員>

氏名	担当地区	連絡先
田中 廣士	一の宮地区	22-0707
坂本 隆松	内牧・尾ヶ石地区	32-0341
村上 正一	黒川・永水地区	34-0125
大田黒 ハマ子	山田地区	32-3375
後藤 義行	波野地区	24-2511

阿蘇市では、熊本県から委嘱を受けた次の方たちが、身体障害者相談員、知的障害者相談員として活動しています。

相談員は障害をお持ちの方やその家族の方からのご相談をお受けいたします。秘密は厳守いたしますので、お気軽にお住まいの地域の担当相談員にご連絡ください。

<知的障害者相談員>

氏名	担当地区	連絡先
佐藤 ユイ	阿蘇市	34-1100 (阿蘇くんわの里)

【問い合わせ先】健康福祉課総合福祉係 TEL 22-3167